

あいだのすみっこ不定期漫遊連載 第86回

世界美術史の海賊史観にむけて 文明の海洋史観を越えて

Pirates View of The World Art History: beyond Oceanic View of The Civilizations
国際会議「インド洋、海賊と美術史」Piracy, Art History and the Indian Ocean
シドニー大学 2012年3月21-23日より

稲賀 繁美

(いなが しげみ/国際日本文化研究センター, 総合研究大学院大学)

英語圏の文化研究cultural studiesではインド系の学者が世界の理論的先導を握って久しい。ガヤトリ・スピヴァックとホミ・バーバがそれぞれ女傑、英傑の代表とあってよからう。デリダの英訳者スピヴァックがコルカタの Subaltern Studies を北米に展開した一方、バーバの mimicry 理論は脱植民地主義の合言葉となったが、それにつづく鍵言葉の候補として、piracyという提案が登場してきた。まさか英語圏の学術の代表権を、英米白人からインド系学者が篡奪しようとする現状の比喩あるいは隠喩ではあるまいが、こうした情勢を背景としてか、「インド洋と海賊」をテーマに美術史の現在を問う企画が登場した。

シドニー大学のパワー・インスティテュート Power Institute で「すべては海に: 海賊, 美術史とインド洋」All At Sea: Piracy, Art History and the Indian Oceanと称する不思議な題名の会議が開催され、召かれたので参加してみた。主催者側はシドニー側がMark Ledbury, 中心企画者はネルー大学のKavita Singh, 背後には北米マサチューセッツ州のクラーク・インスティテュートに属するMichael Ann HollyおよびKeith Moxey. といえ、事情通ならなるほどと納得もゆかれるだろう。最後のふたりは専門こそイタリア・ルネサンス美術だが、

20世紀80年代には、いわゆるNew Art Historyの牽引車となった北米の著名な大御所美術史家。レッドバリーはクラークからシドニーに移ったばかりという経歴。

前日までカナダのトロントで全米アジア学会があったため、成田経由の乗り継ぎで当日払暁シドニーに到着し、そのまま会議に参加した。全部で10名たらずの発表者に院生以上の学生や同僚が傍聴する自由討論の形式で、3月21-22日と朝から夕刻まで予定表の話題にそって徹底的な討議を重ね、最終日午後にはシドニー大学図書館で一般公開のセッションに臨む、という日程だった。参加者はインドや東南アジア出身の美術史家や美術館学藝員のほか、インドや東南アジアを専門とする欧米学者、フィリピンの現代美術学藝員ほかで、何人かは相互に知己であるが、ほかは今回が初対面という領域横断。シドニー大学からは、東アジア近代美術を専攻するJohn Clark, フランス近代絵画とオリエンタリズムを専攻するRoger Benjaminらも同席していた。従来の欧米中心の世界美術史構想からの脱皮を図る企画として、まだきわめて萌芽的ながら、将来への可能性を認識させる会議だった。その場で発言したことなどを中心に、この領域への私的な提言を備忘録に纏めておきたい。

1. 海賊行為とはなにか：覇権的権力への 地域的抵抗への視点

現代において海賊というと、一方で電子機器類の発達にともなう海賊版、他方では sea lane の要所、ホルムズ海峡封鎖問題やソマリア沖、さらにはマラッカ海峡で頻発する海賊行為のことが念頭にのぼる。より現代美術の世界に限定すれば、グッチやエルメスの図柄を利用した縫い込み作品が商標への侵害に相当するとして訴えられた、といった複製権への法的侵害が、裁判沙汰になつたりなりかねなくなつたりして耳目をそばだたせる*1。だがこうした法律上の著作権問題の背後には、そもそも欧米近代社会で確立された法律文化、そしてそれが前提とする価値観（およびその矛盾・混乱ぶり）が透けてみえる。日本の現行の著作権なども英米法の複製権と大陸法の著作権との歪な複合物である。そこには「著作物」を「創作的に表現」したものと定義して、その「著作権者」の権利を保護するとあるが、この文言には、そもそもの出発点からして、哲学的に定義に欠陥があるうえ、もはや現実にも対応していない*2。複製権に関する法的規制は、実際には原作者の利益保護とは無関係に、経済的利潤の確保のための便法に変質しており、利潤には無益となれば著者の権利などすぐにも放擲される*3。

ポール・ゴーガンは海賊か？

欧米近代との呼び方は、いかにも乱暴な枠組みだが、その限界は欧米社会がその外部と接し、近代の掟が通用しない現実直面すると、たやすく露呈する。20世紀への転換点にタヒチに旅立った藝術家にポール・ゴーガンが知られる。かつての盟友であったカミーユ・ピサロはこう毒づいた。「ゴーガンはこのあいだまでベルシア人や日本人から盗み事をしていたが、今度は南太平洋で海賊行為というわけだ」と*4。ここには印象派の巨匠、政治的にはアナキストのユダヤ系フランス人が、いかに藝術における独創性にこだわり、他人からの剽窃や無断借用に道義的な義憤を抱いていたかが、

如実に知れる。

この一節は、フェミニズム美術史全盛の頃、ゴーガン批判に絶好の発言として珍重され、利用された。アビゲイル・ソロモン＝ゴドーがその代表だろう*5。彼女は三点にわたりゴーガンを許しがたい植民地主義者として糾弾した。まず海賊行為では藝術創造とは見なしがたい。つぎにゴーガンのピジン言語はつけ刃で正統性に欠ける贋作だ。さらにゴーガンはタヒチの少女売春や人身 売買に関わった性犯罪者だ。かかる欺瞞のうえに巨万の富を築いたゴーガンの藝術など言語道断というわけだ。まるでゴーガンそのひとがフランス植民地主義のすべての悪徳をひとりで捏造したかのような断罪であり、生前の画家ご本人には無縁にひとしかつた没後の社会的栄達や天文学的商品価値付与の責任まで、すべてを画家個人に押し付けてその贖罪を迫る論法からは、彼女がいかに男性文化英雄を憎み、蛇蝎視していたかが窺える。

だが今になってみると、この糾弾は、かえって論者が暗黙の道徳的前提としていた価値観の反動性、狭量さを露呈させている。少女売春というが、これはキリスト教道徳観によって母系性社会タヒチを否定するに等しい。ゴーガンは西洋植民者の横暴ぶりを発揮した植民地主体だったどころか、むしろタヒチ社会の「野蛮な」掟に順応した文明人失格者。ピジン言語は非正統というが、正統言語の権威など歯牙にもかけないゴーガンの傲岸さこそが、その藝術の本質だったはず。そもそも植民地状況にあつてすでに純粋・正統な言語使用状況など社会的に存在していなかった。この時代環境にあつて、ゴーガンに純粋・正統なタヒチ表象を要求するほうが倒錯している。そして借用や海賊行為では創作とは認めがたいという価値観こそが、西欧近代と呼ばれる社会に特有の、藝術家個人の天才への信仰に裏打ちされている。プロメテウス型の男性天才として崇められた藝術家を徹底糾弾する姿勢は、彼の栄達への嫉妬の表明でしかなく、その限りで、実は天才神話の価値観

を前提として、それを擁護するという、極めつきの不徹底ぶり、体制迎合振りを発揮していた*6。

モダニズム価値観の問い直し

この「体制」こそが、モダニズムと呼ばれた価値体系にほかなるまい。美術史における海賊行為を再定義する以上、そもそもこのモダニズムが根拠としてきた価値観そのものを問い直す必要がある。藝術家の個人名への執着と無名性への軽蔑、個人的独創の崇拝と集団的制作の否定、オリジナル作品賞賛と複製の唾棄、創作の尊重と贋作の峻拒といった弁別からなるこのモダニズム体制は、欧米近代の商品・金融経済による世界市場への覇権確立と表裏一体であり、美術館や世界美術市場などは、その経済的覇権に寄生する上部構造でしかない。一言でいえば、欧米近代こそが世界史最大の「海賊」にほかならない。インドの諺にもあるとおり、小さな泥棒はただの泥棒だが、巨大な泥棒とは王様、つまり領土権、制海権、制空権を握った覇者の謂なのだ。してみれば、しょせんゴーガンなど、フランス植民地主義のなかの「小さな泥棒」のひとりに過ぎまい。そのゴーガンを利用して大金を稼いだ輩、そしてソロモン=ゴドーの正義感溢れる義憤を彼女にまんまと植え付けた巨悪こそが、美術史における今後の「海賊研究」によって解明されねばならない標的であるはずだ。

2. 国民=国家・欧米中心モダニズム史観の根底を問い直す

乞食は賤しいとされるが、イスラーム圏ではラマダンの季節などとりわけ、一番威張っているのが、ほかならぬ乞食である。なにしろ乞食のおかげで裕福な人々は施しという功德を発揮する機会を得るのだから。また仏教圏にあっても托鉢は重要な修行であり、施しをする行為から社会関係の基礎が築かれている。こうした文化圏にあっては、無断拝借も窃盗も、それだけで犯罪を構成するわけではない。私有財産が否定さ

れるような共産主義の理想社会にあっては、そもそも財産は人民の共通財であり、それを借用する権限はすべての人民に押しなべて共有される。ともすれば中国大陸出身の学者には他者の業績からの引用の手続きが徹底しない、とお嘆きの筋もあるが、どうだろう。人民中国にあっては公共図書館で入手できる情報について、いちいちその出所となる個人を特定するという手続きこそが反社会的行為だったはずだ。とすれば、オリジナリティ尊重の価値観こそが、所有の哲学から脱却できない、ブルジョワ社会の唾棄すべき小市民意識にほかなるまい*7。

世界交易と資本主義の成立

この個人財産所有への執着の異常増殖が、西欧近代社会の世界秩序構築と表裏一体に進行したことは、世界史の常識だろう。そもそもマルクス主義もこうした「資本主義の精神」の危険性への対抗として登場した思想ではなかったか。資本の原始的蓄積段階を超えた金融資本化は世界大の海上交易の発展と密接に結びつく。その舞台となったのが、イスラーム圏との関係でいえば地中海であり、十字軍以来の地中海での覇権争いの背後で開拓されたのが、東廻りはアラビア海へのポルトガルの侵出であり、西廻りはスペインのカリブ海への遠征であった。地図も未完成の地球をこの両国で山分けしようというのが、トルデシヤス条約(1494)だが、これを世界支配の妄想的海賊行為といわずして何がいえよう。

確認すべきは、ブローデルの『フェリペ二世時代の地中海と地中海世界』を引くまでもなく、西欧世界が地中海の覇権を握るようになるのは、ようやく1571年のレパントの海戦での勝利をまつてのことだった、という基本的史実だろう*8。一方で、それまでは地中海への東方貿易をイスラーム勢に支配されていたからこそ、スペインは大西洋を西にインドを目指す航路、ポルトガルはアフリカ大陸を東に越える航路の開発を目指した。これらの交易路開発が重視されたのは、とりもなおさず、インド交易

からもたらされる富が、両大国にとって重要な意味を担っていたからである。1492年のいわゆるアメリカ大陸の「発見」は、また同時にグラナダ陥落の年でもあったが、逆にいえばそれまでイベリア半島アンダルシアをも含む東方交易は、イスラーム商人によって独占されていたことになる。

他方、もうひとつ確認すべきことは、バスコ・ダ・ガマによるアフリカ東岸の航路発見や、1511年のポルトガルによるゴア占領も、既存のイスラーム商人による交易路のうえに寄生し、それを蚕食しているに過ぎないことだ*9。この段階では、アラビア海で海賊行為を働いたのは、むしろこれらの「南蛮人」であり、アフリカの奴隷貿易もその一環でしかない。海賊といえば、ついカリブ海をめぐる通俗大衆映画の知識を歴史に逆投影しがちだが、そもそも現地の地域交易路が無法な海だったわけがない。無法状態をつくり出し、組織的な海賊行為を蔓延させて地域社会を崩壊させた侵略者が、コンキスタドーレスたちであった。

その覇者となったフェリペ二世（1527-98）とまったくの同代人だったのが豊臣秀吉（1537-98）。文禄慶長の役・壬申倭乱で朝鮮侵略を企てた覇者であるが、この背景には明が鄭和による「大遠征」（1405-1433のあいだに7回実施）のあと、北方からの脅威への対応に追われて交易に消極的になっていた、という状況がある*10。平均26,000人ほどの乗組員からなる鄭和の巨大船団も、マラッカ海峡までは中国の既存の交易路に依存していたが、インド洋から先はイスラーム教徒の水先案内に頼っており、ホルムズからアデンさらには、第7回はメッカまで足を伸ばすが、鄭和自身も昆明出身の色目人の宦官であった*11。

東方的帝国の盛衰と海上交易

イスラーム教徒としてメッカ巡礼を果たしてハッジの称号を得た鄭和。彼による「遠征」は、それに先立つモンゴル帝国が築き上げた海上交通路を復活する試みでもあった。ただし、復活といっても、自由交易に

熱心だった征服王朝モンゴルとは異なり、明王朝はかつての中華帝国の朝貢による華夷秩序の復興を願っていた。時代をモンゴル帝国の世界支配まで遡れば、『東方見聞録』を残すこととなるマルコ・ポーロは、フビライ汗に17年にわたって仕えたのち、1920年にザイトゥン＝泉州から船旅で帰国する。ホルムズに到着するには、季節風の風待ちもあり2年を要したが、それでもここに海の商品交易の大動脈がすでに整えられておればこそ、ヴェネチア出身の商人はこれを利用できた。ちなみに、マルコ・ポーロが陸路で経由したバグダードは、人口150万を数える東西交易の中心地だったが、1259年にはフラグの攻略により陥落し、モンゴル帝国の支配に帰っていた。

モンゴル＝元といえば、日本では同じフビライ汗による元寇が有名だが、日本が国交を拒絶したために発生した文永（1274）の役につづく弘安（1281）の役の侵攻の際に、元軍の手先とされた数万の江南出身者は、日本側の捕虜となっても殺害を免れ、奴隷とされた。こののち中国沿岸は倭寇に頻繁に襲われるが、この倭寇にはこれら南宋の遺民とその末裔が多く含まれていたと推定される*12。同じ元は南シナ海にも侵出し、1292年にはジャワのシンガサリ王国を攻略している*13。南シナ海の廻廊がそれ以前から東西物流の大動脈だったことは、「陶磁の道」によって知られている。カイロ郊外のフスタートの遺蹟からはおびただしい量の中国陶磁の破片が出土するが、それらは8-9世紀の唐代から17世紀の清代にまで及んでおり、出土する陶磁片の総数の15%近くを中国産の破片が占めるという。くわえて現地で焼かれた陶磁器も、その多くは中国産品を模倣したものだったという*14。

西欧社会における国際法の起源

このように南シナ海やインド洋、アラビア海の交易は、政治的安定の度合いにより盛衰はあったものの、商品の流通経路はそれなりに保証されていた。だが、欧州では17世紀になっても、海上の航行権について

は国際的な規定が確立していない。国際法の父といえはオランダのグロティウスだが、その『戦争と平和の法』(1625)について、二点ほど確認しておくほうが賢明だろう。まず、戦争状態と平和状態の定義についてはイスラームの「戦争の家(ダール・アル・ハルブ)」「平和の家(ダール・アル・イスラーム)」の枠組みが、定義を変更のうえ、巧みに援用されている。これはオットマン帝国との外交交渉が欧州の国際条約の原型をなしたことと関係するはずである。つぎに、「公海」high seaという規定だが、これは当時、海洋をも自国の領海として取り込もうとするスペインや英仏の世界覇権志向への対抗措置であり、どのような定義を国際的に通用させるかそのものが、覇権争いの成否を左右した。そもそもオットマン帝国のイスラームの規定であれば、「平和の家」の内部では定義からして国際紛争は発生しえない。(発生したとしても、それはあくまで定義上は、内紛、抗争に還元される)。他方、交戦状態とは非イスラームに対する聖戦として正当化される。これに対し「戦争の家」状態を国家間紛争に援用し、公海における交戦権を国家主権の一部に組み込むところに、グロティウスの定義変更、ないし新機軸があった*15。

この法理論が三十年戦争終結をもたらした1648年のウェストファリア条約によって現実に適用され、ここに「国際法」が誕生した、というのは西洋政治史の常識に属する解釈だろう*16。だがそうであるならば、それ以前の欧州においては、洋上での交戦について恒常的な国家間規定は未成立だったことになる。「南蛮人」や「紅毛人」にとって海洋は文字通り無法地帯であり、いかなる海賊行為を違法行為とするのかの、国家間合意そのものが成立していなかった。そしてその抗争の舞台となったのは、もっぱらモルッカ諸島やマラッカ海峡といった、当時、西=葡・英・蘭の利権争奪が多発していた地域に他ならない。

以上の要約は、国際法やイスラーム法の専門家からみれば、あまりに事態を単純化

しすぎているとの批判を蒙るだろう。しかしながら最低限この程度の歴史的・地域的な基本的了解事項を確認することもなしに、海賊行為一般について論じるのは、あまりに危険だろう。少なくとも、元帝国や明帝国による「海上覇権」の定義は、ウェストファリア条約(これでオランダの独立が承認された)以降の近代欧州の「国際法」の枠組みとは異質である。

オットマン帝国では、キリスト教国には教典の民としての庇護を約束しており、スレイマン大帝とフランソワ一世との間に結ばれたcapitulationの恩恵が、やがて帝国主義的拡大を開始した西欧側によって、トルコ蚕食の口実へと利用される*17。元帝国の場合、少なくともインド洋ではイスラーム法の枠組みに沿った統治が想定されるのに対して、明帝国の世界秩序といえ、南シナ海については、中華帝国の朝貢制度による策封が目的であり、これは原則として朝貢国に貢物以上の見返りを贈与するという、恩恵措置であった*18。

東南アジアにおける「帝国」とはなにか

ここまで、わざと定義することなく「帝国」という表現を用いたが、その統治原則もけっして一様ではなく、またローマ帝国との類推で理解できるようなものでもない。近代国家があくまで国境によって定義されるのとは違って、オリヴァー・ワルタースは、近代の欧州植民地支配以前の東南アジア島嶼地域の場合には「王たちの輪」が作る曼荼羅モデルが相応しいと提唱している*19。白石隆の比喻によれば、ここでは王の権力とはちょうど磁石のようなもので、多数の王を中心に多数の磁場が形成され、その大小と相互関係によって、海上覇権の収縮、消滅あるいは崩壊が発生する*20。その合間に、ときに元や明のような強大な勢力が介入する。それとても国家権力を背景とした制海権とは無縁の事態だった。そこに17世紀以来やってきたのが、ポルトガル(1557年にマカオ永住権獲得)スペイン(マニラ占領が1571年、メキシコのアカプリコとの航路が1570

年代に成立), オランダ(平戸商館は1613年に設置。ジャワ島バンデンに要塞バタヴィア城を1618年より築城)そして(1623年のアンボイナ事件の煽りもあってインド経営に力点を移して)出遅れたイギリスだった。ほとんど冗談に聞こえるが, ラッフルズがマラッカに進出し, 1819年にシンガポールを占領した頃, 近隣のスルタンたちに向けて, こんな説得をしたという。「あなたにとって海賊行為が不名誉ではないように, 我々にとって通商行為は不名誉ではない。

【註】

* 1 福佐廉「民間企業による新たな検閲: ルイ・ヴィトンが引き起こした作品撤去事件」『あいだ』173号, 2010年6月20日, p.9-18

* 2 山田奨治『日本の著作権はなぜこんなに厳しいのか』人文書院, 2011。巻末に著作権法の抜粋があるが, これを「正しく」解釈するには, 著作権関係の訴訟で実務経験も豊富な弁護士の見解が不可欠である。

* 3 稲賀繁美「文化遺産としてのCMの保存と公開を考える」「思考の隅景」連載89回, 『図書新聞』2773号, 2006年5月6日付け。

* 4 Camille Pissarro, *Lettres à son fils Lucian*, Paris, Albain-Michel, 1950, p.318.

* 5 Abigail Solomon-Godeau, "Gone Native: Paul Gauguin and the Invention of Primitive Modernism," *Art in America*, 77, July 1989, pp.118-129.

* 6 Shigemi Inaga, <<Tahiti et la migration des signes, Représentation du paradis terrestre chez Paul Gauguin et quête de la créativité dans le langage plastique au tournant des XIXe et XXe siècle>>, *Multiculturalisme et identité en littérature et en art*, L'Harmattan, 2002, pp.11-24.

* 7 ここで想起すべきは, ブルードンの『所有とは何か』(1840)。所有propriétéは財産をも意味する。同年ブルードンは『貧困の哲学』(1846)を執筆するが, そのマルクスによる意図的誤読が『哲学の貧困』である。追って本稿で「貧困」と「財産所有」が問題となるので, 注記する。

* 8 フェルナン・ブローデル『フェリペ二世時代の地中海と地中海時代』(1949)。日本語訳は『地中海』藤原書店。

* 9 家島彦一『海が創る文明: インド洋海域世界の歴史』朝日新聞社, 1993年, 『海域からみた歴史: インド洋と地中海を結ぶ交流史』名古屋大学出版会, 2008年。

* 10 宮崎正勝『鄭和の南海大遠征: 永楽帝の世界秩序再編』中公新書1371, 1997年。

* 11 ルイズ・リヴェンズ『中国が海を支配したとき』君野隆久訳, 新書館, 1996年。

* 12 田中健夫『東アジア通交件と国際認識』吉川弘文館, 1997年, 第1部倭寇と東アジア通交圏。なお前期と後期に分けられる倭寇については, その国籍(近代的な国籍概念はまだ不在)構成についての学術論争には韓日の政治対立や侵略戦争史観をめぐる論争が投影されており, 論者の政治的立場を捨象できないため, 客観的な学術的解釈を導くことがきわめて困難な状況にある。秦野祐介『倭寇と海洋史観』『立命館大学人文科学研究所紀要』81号, 2003年など参照。

* 13 宮崎前掲書, 104-5頁。

* 14 古典的な一般向きの著作として, 三上次男『陶

だから通商を貶めず協力を願いたい』と*21。マラッカ海峡では海賊行為が公認の生業であり, 海峡の制海権を握って独占的通商交易路を確保しようとする大英帝国の目論見のほうが, かえって違法な犯罪行為とみなされていた。そしてラッフルズの偽善的正義感を支えたのが, ウェストファリア条約以来の「国際法」だったということ, あまりに皮肉だろうか*22。

(シドニー・京都 2012年3月21日-4月9日)

磁の道 岩波新書724, 1969年。

* 15 グロティウスの『自由海論』*Mare Liberum* (1609)は, 公海を国際的な領域と規定するが, これは元来東インド会社の交易における拿捕問題に関係しており, スコットランドの法学者ウィリアム・ウェルウッドとのあいだで論争がある。またジョン・セルデンはグロティウスに対抗して『封鎖海論』*Mare clausum*(1635)を公刊するなど, 当時海上において領土規定(従って海賊行為を含む違法行為)をいかに定義するかそのものが重大な関心事だったことを見落とすべきではない。そもそもグロティウスが本件に関わった出発点には, シンガポール海峡においてオランダ側がポルトガル船を拿捕した件の訴訟があった。太田義器『グロティウスの国際政治思想: 主権国家秩序の形成』ミネルヴァ書房, 2003年など参照。

* 16 一般向きの教科書として, 川勝平太『近代はアジアの海から』NHK人間講座, 1999年, 110頁以下。

* 17 2012年4月9日段階で参照したWikipediaのCapitulations of the Ottoman Empireにかんする英文の記述は, オットマン帝国と西欧諸国との相互の関係について, きわめて脆弱な情報しかもたらさない。なお本項に関しては, 日本語記事は登録されていない。

* 18 朝貢制度による誤解が絡む案件としては, 英国王ジョージ3世の全權使節ジョージ・マッカートニーと清の乾隆帝との熱河における謁見(1792)が有名だろう。明代より遅れる時期だが清代の朝貢関係に関する仮説は, 濱下武志・川勝平太編『アジア交易圏と日本工業化1500-1900』リプロボート, 1991年所収の濱下論文「中国の銀吸収力と朝貢貿易関係」に, この段階での図式が提示されている。なお欧米側からみた概説としては, Anthony Reid, *Southeast Asia in The Age of Commerce 1450-1680*, Yale University Press, 1988, 1993. アンソニー・リード『大航海時代の東南アジア』平野秀秋・田中優子訳, 法政大学出版会, 上巻1997年, 下巻2003年。

* 19 Oliver Wolters, *History, Culture, and Religion in Southeast Asian Perspective*, *Institute of Southeast Asian Studies*, Singapore, 1982.

* 20 白石隆『海の帝国: アジアをどう考えるか』中公新書1551, 2001年, 46-47, 209-210頁。

* 21 鶴見良行『マラッカ物語』時事通信社, 1981年, 95頁。本書第2章「海に生きる人びと」の「海賊」と題する章には, 海賊の実態とそれへの著者の眼差しが窺われ, 参考になる。

* 22 東洋文庫編「時空をこえる本の旅2」に『東インド会社とアジアの海賊』2012年という小冊子があるが, むしろ「東インド会社はアジアの海賊」と題すべきであろう。

(次号につづく / 編集雑記) 欄も参照)